

低価格入札に係るかし調査要領

平成18年3月30日制定

最終改正 平成24年4月23日

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事（鳥取市建設工事執行規則（昭和60年規則第11号）で規定するもの）に対する品質を確保するため、かし調査に係る事務の取扱いを定めるものである。ただし、かし調査の実施以前に発生したかしについては、本要領第7条及び第8条によって処理するものとする。

（調査目的）

第2条 建設工事請負契約約款第44条（かし担保）、土木設計業務等委託契約約款第40条（かし担保）、建築設計業務等委託契約約款第40条（かしに対する受注者の責任）及び工事監理業務等委託契約約款第17条（かし担保）に基づき、工事のかしの存在の有無を調査し、かしがあればその原因調査、補修請求等を行うことを目的とする。

（調査対象工事）

第3条 原則として、鳥取市建設工事低価格入札調査制度実施要領第12条により落札決定され、低価格入札者が受注者となった工事を対象とする。ただし、工事目的物が埋設されているもの等で、調査しがたい状況にあるものについては、この限りでない。

（調査の方法）

第4条 調査員が現地において、工事関係者の立会の上で調査を行う。なお、建築工事及びその他関連する電気設備、機械設備、昇降機設備、植栽、外構の等調査に当たっては、施設所管課に対して「かし調査に係るアンケート」を事前に実施し、その内容を参考にする。

（調査の時期）

第5条 調査は、工事完成後、2ヵ年及び4ヵ年に1度実施する。なお、かし調査を行う1～2ヶ月前にアンケート調査を実施する。

（調査の体制）

第6条 調査の体制は、原則次の職員で対応する。

- （1）調査員 工事担当課の職員
- （2）立会者 工事受注者、設計者及び工事監理者（以下「工事受注者等」という。）

（かしの原因の特定等）

第7条 工事担当課長は、かしが判明した場合には、工事受注者等に対して、か

しの原因の究明を指示し、原因及びかし補修等の請求の相手方を明確にしなければならぬ。

(かし補修等の請求)

第8条 かし補修等の請求は、かし補修の請求の相手方に対して、相当の補修期間を定めて、工事担当課長が行う。

(かし補修等の報告)

第9条 かし補修等の請求の相手方は、かし補修が完了した場合、速やかに工事担当課長へ報告しなければならない。

(補修の検査)

第10条 工事担当課長は、かし補修等の請求の相手方からかし補修の完了の報告を受けた場合、速やかにかし補修の検査を行わなければならない。

第11条 この要領に定めるほか、必要な項目は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。